

はじまります！介護予防サービス －「介護予防」と「自立支援」でいつまでも自分らしく－



平成12年度に始まった介護保険制度は、5年ごとに行われる制度の見直しにより、本年4月から新しい枠組みで再スタートすることになりました。

今回の見直しの特徴は、「介護予防」「自立支援」の強化です。介護予防とは、元気な人ができる限り要介護状態にならないように、また要介護状態になつてからも地域で自立した生活が送れるようにする取り組みです。介護予防をすすめていくことによって、制度本来の理念である自立支援を実現することが、新しい介護保険制度の目標です。

松浦市では、介護保険法が改正されることに伴い、「第3次介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた身近な地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、様々な見直しを進めています。

特集では、新しい制度の下、要介護認定が要支援1・2と判定された人、要介護認定が非該当となつた人などに行われる介護予防ケアプラン策定の流れと、介護予防サービスについて紹介します。

介護保険制度改正のポイント

本年4月から改正される介護保険制度の主な改正点を紹介します。

介護予防を重視したしくみになります

要介護状態が軽度（要支援・要介護1）の高齢者が年々増加していますが、安易な介護サービスは自立した生活機能を低下させて、要介護状態の改善につながりにくい状況にあります。そのため生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して、予防的な事業・サービスを提供しています。

また、要介護状態の区分を従来の6段階から7段階に区分し、介護予防サービスに取り組みます（図1参照）。

センター」が設置され、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が連携して高齢者を支援します。

サービスの質の向上を図ります

利用者が適した事業者、必要なサービスを選択できるように、また、ケアプランの策定が公平・公正に行われるよう事業者に情報公開を義務付けます。このほか、事業者指定やケアマネージャーの資格の更新制が導入されます。

要介護の主な原因に、高齢による衰弱や骨・関節系の疾患があげられます。これは不活発な生活による心身機能の低下（生活不活発病）によるものと言えます。「不活発な生活をしていると心身機能が低下し、心身機能が低下すると生活が不活発になる」この悪循環を断ち切ることが必要です。

そのため、生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して、予防的な事業・サービスを提供する必要があります。

なぜ介護予防が必要なの？

住み慣れた地域での生活を継続するため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする「地域密着型サービス」が導入されます。また、高齢者の生活を支える総合的な相談窓口として「地域包括支援

地域を重視したサービスを整備していきます

負担のあり方や制度運営が見直されます

現在5段階となっている保険料の設定方法を見直し、今まで以上に負担能力が反映したものになります。また、年金から差し引かれる特別徴収の対象が拡大されます。さらに事業者に対する市の権限の強化など制度の運営について見直されます。



機能訓練事業の様子

要介護認定

これまで

非該当

平成18年4月から

非該当



非該当の人は必要と認められれば、市が行う地域支援事業の介護予防プログラムなどが利用できます。

要支援
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

要支援1
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5



支援が必要とされる人（要支援1・2）
介護予防サービスが利用できます



介護が必要とされる人（要介護1～5）
介護サービスが利用できます

図1 要介護階層区分と介護予防サービス